

平成28年 2月22日 (月)

午後 1 時30分

本庁 2 階 第一会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第 6 号 職員の分限処分について

報告第 7 号 平成27年度教育実践の研究文の被表彰者及び被褒賞者の決定について

議決事項

議案第 2 号 市長からの意見聴取について

議案第 3 号 「子どもを守る」宣言について

議案第 4 号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

議案第 5 号 寝屋川市青少年指導員の推薦について

議案第 6 号 平成28年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

署名委員

村田委員長

藤田委員

1月・2月教育委員会一般事務報告

(1月28日～2月22日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	28	木	寝屋川市立校園PTA大会40周年記念大会	講演会、音楽祭、広報誌コンクール	アルカスホール
	29	金	第10回小中一貫教育全国連絡協議会総会（～30日）	総会	奈良県奈良市
	30	土	国史跡高宮廃寺跡発掘調査現地説明会	発掘調査地の一般公開、説明	高宮廃寺跡
2	1	月	第3回北河内地区教育長協議会	会議	ルミエールホール
			校長役員会	2月校長会案件について協議	教育研修センター
	3	水	中学校英語村	英語村事業の実施	東コミュニティセンター
			ミュージカル「寝屋のはちかづき」	3日（水）～5日（金）は小学4年生対象、7日（日）は一般公演	アルカスホール
	5	金	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	7	日	第65回北河内地区駅伝競走大会	大会	淀川河川公園（枚方市）
	8	月	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	10	水	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	12	金	第4回北河内地区教育長協議会	会議	ルミエールホール
	13	土	ねやがわ子どもフォーラム2016	講演 笑福亭松枝氏（落語家）、他4分科会	中央公民館 講堂他
	14	日	第65回大阪府市町村対抗駅伝競走大会	大会	服部緑地（豊中市）
	17	水	中学校英語村	英語村事業の実施	東北コミュニティセンター
			教育実践の褒賞式	教育実践の研究文の褒賞	中央公民館 講堂
	22	月	教育委員会2月定例会		本庁2階第1会議室
			教育研究員研究発表会	研究発表会	教育研修センター

2月・3月教育委員会行事計画書

(2月23日～3月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
2	24	水	中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター
	25	木	校長役員会	3月校長会案件について協議	教育研修センター
	26	金	3月市議会本会議（第1日目）	委員会付託（現年度議案）	市議会議場
	28	日	寝屋川ハーフマラソン2016	大会	寝屋川公園他
	29	月	文教常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟第2委員会室
3	1	火	3月市議会本会議（第2日目）	市政運営方針（演説）、委員会付託（新年度議案）、委員長報告（現年度議案）	市議会議場
	2	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティセンター
	3	木	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	7	月	3月市議会本会議（第3日目）	代表質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	8	火	3月市議会本会議（第4日目）	代表質問	市議会議場
	9	水	文教常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟第2委員会室
			中学校英語村	英語村事業の実施	西北コミュニティセンター
	10	木	文教常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟第2委員会室
	11	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	16	水	3月市議会本会議（第5日目）	委員長報告（新年度議案）、追加事件即決	市議会議場
			教育委員懇話会		教育長室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	17	木	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	18	金	市指定文化財特別公開（～21日）	木造聖観音坐像の公開	法安寺（下神田町）
			幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
	20	日	アルカスピアノコンクールウィナーズコンサート	ピアノコンクール上位入賞者によるコンサート	アルカスホール
			市民ウォーキング	ウォーキング	市役所～大阪城

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
3	23	水	教育委員会 3 月 定例会		本庁 2 階第 1 会議室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	25	金	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	28	月	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
			小中一貫教育推進委員会	小中一貫教育の推進について	議会棟第 1 委員会室

報告第 6 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により
平成 28 年 3 月 4 日まで休職を命ずる

平成 28 年 2 月 5 日

寝屋川市教育委員会

報告第 7 号

平成 27 年度教育実践の研究文の被表彰者及び被褒賞者の決定について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

平成27年度寝屋川市教育実践の研究文 表彰者名簿

	校 園 名	職 名	氏 名	題 目
最優秀賞	第七中	教諭	いざき えり 井崎 絵梨	「どんな生徒も授業に巻き込むアクティブ・ラーニングを取り入れた授業実践」
優秀賞	和光小	教諭	むらせ こう 村瀬 晃	児童が楽しみながら投げる力をつける体育指導をめざして
	梅が丘小	養護教諭	なかざわ ほなみ 中澤 穂奈美	児童の心身の健康課題への対応
優良賞	田井小	教諭	ゆき くにひこ 遊佐 邦彦	自分の思いを正確に相手に伝える力を育てる授業実践 —ひらがな、カタカナの読み書き聞く話す活動を通して—
	宇谷小	教諭	なかつか 中塚 めぐみ	外国語活動での学級・授業づくり
	北幼稚園	教諭	ひらもと 平本 まどか	2年間の継続した表現活動
	第五小	教諭	まつやま ようすけ 松山 洋輔	背中を押してあげる支援 ～教室で一言も話せなかったA君との関わりを通じて～
	成美小	教諭	ふくだ たつひろ 服田 達周	体育科におけるワークシート活用の有効性について ～小学校5年生における陸上運動(走り高とび)の実践～
	石津小	教諭	かまが 釜我 あゆみ	自分の考えをわかりやすく表現できる児童の育成をめざして ～算数科におけるノート指導を通して～
	第五小	少人数教育 推進人材	まつい ひさこ 松井 尚子	「計算名人戦の取り組み2」 ～平成26年度 3学期の取り組み・ 平成27年度小学4年生の計算力の向上のために～

平成27年度寝屋川市教育実践の研究文褒賞者名簿

No.	校 園 名	職 名	し め い 氏 名	題 目
1	東小	教諭	まつやま やすなり 松山 康成	受容される子ども、受容できるクラスをつくる ―集団支援と個別支援で育む修復的な関係づくり―
2	東小	教諭	こんどう かずき 近藤 和輝	一人ひとりが意欲的に学ぶ国語科の授業 ～第41回大阪府小学校国語科教育研究大会に 向けての取り組みを通して～
3	東小	教諭	たかしな えみ 高階 絵美	子どもの学力向上と「わかる・できる・楽しい授業」をめざして ～自己肯定感・有用感を高めるための授業づくり～
4	東小	教諭	わたなべ なおや 渡邊 直也	子ども一人ひとりのニーズに合わせた学習とは ～様々な視点から子どもを知り、「個」を伸ばす～
5	西小	教諭	くどう かな 工藤 可菜	学級経営～健康観察と視写を軸とした学級経営～
6	西小	教諭	まつば あいみ 的場 愛美	週2時間の計画的な図工の授業
7	西小	教諭	たしま あきふみ 田島 章史	SSTの実践と考察
8	南小	教諭	さんのみや まさお 三宮 将男	「合理的配慮」の視点から考える通級指導教室の役割と課題
9	南小	教諭	いそ のぶこ 五十野 優子	「聴く」ことの大切さ ～Kを中心としたクラスづくり～
10	南小	教諭	やまうち ゆかり 山内 優佳里	学校が好き・友達が好き・自分も好きと思える学級づくり ～全ての子どもを対象とした小一プロブレムを乗り越える取り組み～
11	北小	栄養教諭	なつみ すみこ 辰己 住子	教科と食育をつなぐ～体験でみがく言語力～
12	北小	教諭	うえむら 壺子 上村 壺子	遊びから意欲的な学びへ～創造性を育む音楽づくり「わらべ歌」～
13	北小	教諭	おおばやし けんいち 大林 賢一	『ごっこ遊び』 ～互いを認め合う集団作りと自己肯定感の向上を目指して～
14	第五小	教諭	しまもと かずよ 島本 和代	集団不適応行動が多い児童への支援 ～応用行動分析に基づいたTTの取り組み～
15	第五小	教諭	あさの かずよ 浅野 和代	学力伸長への取り組み ～昨年から成果と今年度からの課題～
16	第五小	教諭	の かつまさ 野 克将	スマホアンケートの分析
17	第五小	教諭	いわした ゆか 岩下 由佳	子どもの見方を考える ～教室の環境整備とAくんに寄り添った課題設定の視点から～
18	第五小	教諭	まつやま ようすけ 松山 洋輔	背中を押してあげる支援 ～教室で一言も話せなかったA君との関わりを通じて～
19	第五小	教諭	きぬがわ ひろみ 絹川 裕美	「小学1年生の指導」
20	第五小	教諭	まつだ まな 松田 真奈	小学校国語科における音読劇の実践
21	第五小	教諭	やまだ りょうへい 山田 涼平	児童の自己肯定感育成に向けた取り組みの一考察
22	第五小	教諭	かなざわ ちいこ 金澤 知衣子	居心地の良い学級にするために ～Aさんに焦点をあてて～
23	第五小	少人数教育 推進人材	まつい ひさこ 松井 尚子	「計算名人戦の取り組み2」 ～平成26年度 3学期の取り組み・ 平成27年度小学4年生の計算力の向上のために～
24	成美小	養護教諭	おだ くにこ 小田 邦子	スケッチブックシアターを使った保健指導
25	成美小	教諭	あだち こうじ 足立 幸司	理科、小中連携のための観察・実験研修 ～一貫性の大切さ～
26	成美小	教諭	かきわら とうせい 笠原 冬星	「書ける子どもを育成しよう！」
27	成美小	教諭	ふくだ たつひろ 服田 達周	体育科におけるワークシート活用の有効性について ～小学校5年生における陸上運動(走り高とび)の実践～
28	成美小	教諭	おかだ あやか 岡田 彩花	国語科説明文の授業実践

29	明和小	教諭	みやざき まい 宮崎 舞	互いを認め合う集団づくり ～居こちのよい教室をめざして～
30	池田小	教諭 教諭 講師	うえだ ひさえ 上田 久恵 なかつか 美咲 中田 美咲 まつおか 松岡 ことえ	池田小学校1年生 グッドスタートに向けて ～「エブロン先生」の取り組み～
31	池田小	教諭	やまざき よしかず 山崎 善和	主体的に考え行動できる子どもたちを育成する学級づくり ～論理的説明力の育成～
32	池田小	教諭	わたなべ ゆき 渡辺 有紀	つながりをつくる学級づくり ～教師と子ども・子どもと子どもをつなぐ～
33	池田小	栄養教諭	くちみ りえ 朽見 里絵	栄養教諭として働く環境を整えるために ～給食の先生を身近に感じる取り組みとは～
34	中央小	教諭	たにふじ おおき 谷藤 香織	安心して学習に取り組むことのできる学級づくりについて
35	中央小	教諭	たかたに なおと 高谷 直仁	児童が進んで意見を発表するために ～学級経営を通して取り組んだこと～
36	中央小	教諭	さとう あきお 佐藤 昭夫	児童が自分の考えを持ち、主体的に追求する理科授業の工夫 ～第6学年「水溶液の性質」での言語活動を重視した授業実践～
37	啓明小	教諭	わかばやし ともひろ 若林 智広	「児童が考える理科の授業を組み立てるために」
38	三井小	教諭	たいじ まい 泰地 真衣	安心して楽しい学校生活に向けて ～「子どものつながり」と「ユニバーサルデザインの授業づくり」～
39	三井小	教諭	うえだ じゅんや 上田 淳也	理科の「活用」における科学的思考力の育成と言語活動の充実による効果的な目標の達成 ～「光のせいしつ」の授業実践を通して～
40	三井小	教諭	まさき じん 正木 仁	活用を取り入れた理科教育の充実をめざして ～第5学年「ものの溶け方」の実践を通して～
41	三井小	教諭	たけやま かずおみ 竹山 和臣	海外研修を通して感じたこれからの国際コミュニケーション科の在り方について
42	三井小	講師	うえだ なおき 上田 直樹	学級の一員としての自覚を持つために
43	木屋小	教諭	かしお よしひと 榎尾 薫人	失敗を恐れず何事にも挑戦できる学級づくり ～自己肯定感を高めることを通して～
44	木屋小	教諭	ふじた はるか 藤田 晴香	話し合いと聴き合いで育ち合う学級へ ～児童が安心して発表し合える学級づくりのために～
45	木屋小	教諭	こにし とおる 小西 徹	ラスト・ワン
46	木屋小	教諭	おかもと あやこ 岡本 文子	系統立てた人権学習の重要性 ～ 男女共生から人間共生へ ～
47	木田小	教諭	たかい りか 高井 利香	学級経営と支援について～八か月の実践から～
48	木田小	教諭	やました しょうや 山下 翔矢	北風学級と太陽学級～校務分掌と学級経営の両輪を目指して～
49	木田小	教諭	つじ ゆま 辻 裕麻	優しい言葉が飛び交うクラスへ～心休まる教室を目指して～
50	神田小	教諭	いしだ あやか 石田 綾香	学級経営の取り組みについて
51	神田小	教諭	しまにし しょうた 島西 翔太	「輪」をつくるための学級づくり
52	堀溝小	教諭	むろとめ かなこ 室留 可奈子	一人ひとりが活躍できる学級をめざして
53	堀溝小	教頭	はやかわ けんじ 早川 健治	表現力を高める算数科学習の指導とその評価における一考察Ⅱ ～学習意欲につながる、より効果的な評価をめざして～
54	田井小	教諭	ゆき くにひこ 遊佐 邦彦	自分の思いを正確に相手に伝える力を育てる授業実践 ～ひらがな、カタカナの読み書き聞く話す活動を通して～
55	桜小	全職員	なやがわいりつさくしやうがっこう 寝屋川市立桜小学校	ユニバーサルデザインの考え方に基づいた国語授業に取り組んで ～すべての子どもが「安心」「わかる・できる」「ともに学ぶよろこび」を感じる授業づくり～
56	点野小	教諭	しまもと まさし 島本 政志	『ごんぎつね』における討論を用いた授業への疑問
57	点野小	教諭	ながた とおる 永田 徹	PDCIに基づいた理科の授業 ～6年生理科専科として～

58	点野小	教諭	ふじつか ちひろ 藤塚 千尋	みんなが楽しいと思える学級づくり
59	和光小	教諭	むらせ こう 村瀬 晃	児童が楽しみながら投げる力をつける体育指導をめざして
60	和光小	教諭	みやざき あやか 宮崎 彩夏	図画工作が好きな子どもにするために ～すべての子どもたちが意欲的に表現する授業の実践～
61	和光小	教諭	とみい ゆうへい 富井 裕平	小学校体育における走り幅跳びの系統的な指導
62	和光小	教諭	しみず まち 清水 真弥	小一の子どもたちが安心・安全に学校生活を送るために
63	和光小	教諭	もり かずみ 森 航海	子どもどうしの人間関係の向上について
64	和光小	講師	にし ゆう規 仁志 優規	より良い学級集団をめざしたクラスづくりについて
65	和光小	教諭	はらぐち ゆうこ 原口 優子	「みんなとつながれるクラスづくりをめざして」
66	和光小	教諭	ひら はる貴 比良 隼貴	学級づくりのために取り組んだこと
67	和光小	教諭	たなか だいき 田中 大樹	“これからの社会”で生きていく力を育てる算数学習 ーアクティブラーニングを取り入れた第四学年 変わり方の指導を通してー
68	国松緑丘小	教諭	みつし なみ 三橋 奈美	どの子も居心地のよい学級をめざして ～子どもと子どもがつながる学級～
69	楠根小	教諭	いづみか ともこ 堀岡 智子	個性を認め合い、励まし合いの出来る関係を目指して 『基礎体力向上』への取り組み
70	楠根小	教諭	さだかね こうへい 貞兼 耕平	個を認め合う学級をめざして
71	楠根小	教諭	おくだ りん 奥田 大志	学び合いのできる学習集団づくりをめざして ～自動車工業の授業をとおして～
72	梅が丘小	養護教諭	なかざわ ほんみ 中澤 穂奈美	児童の心身の健康課題への対応
73	宇谷小	教諭	なかつか めぐみ 中塚 めぐみ	外国語活動での学級・授業づくり ～外国語活動の授業力向上を目指して～
74	石津小	教諭	かすが あゆみ 釜我 あゆみ	自分の考えをわかりやすく表現できる児童の育成をめざして ～算数科におけるノート指導を通して～
75	石津小	講師	わたなべ しょうへい 渡邊 翔平	習熟度別・少人数学習の成果と課題
76	第一中	教諭	ふくとみ たけし 福富 祐哉	授業を通して生徒の自己肯定感を高める
77	第二中	教諭	まつだ けいぞ 松田 佳之	『生徒の体力向上について教科指導と学校行事を中心として考える』
78	第二中	教諭	みやぎ たけし 宮城 健司	『ユニバーサルデザインの授業づくりについて』
79	第三中	教諭	あさい ゆみこ 浅井 裕美子	「英語で2分以上会話を続けることができる」をゴールに
80	第三中	教諭	うすやま りょうた 白山 涼太	美術が好きになる授業づくり ～ICTの活用～
81	第三中	教諭	やまもと ひろき 山本 弘樹	数学の授業における取り組み
82	第三中	講師	とくのう くにこ 得能 邦子	「日本の伝統に親しもう」・雅楽 平調「越天楽」・日本の郷土芸能「エイサー」
83	第三中	副主査	もりすゑ けんじ 森末 賢二	第三中学校・学納金請求白書
84	第四中	教諭	なかにし かずき 中西 一樹	様々な観点からみた部活動
85	第四中	教諭	おかがみ みさ 岡上 実紗	道徳教育実践報告 ～生徒と共につくる道徳の時間を狙って～
86	第五中	主事	おおくぼ ゆうすけ 大久保 佑亮	学校事務職員の在り方について
87	第五中	教諭	やまだ しょう 山田 翔	学び合いを用いた英語活動 一人に頼る、人に学ぶー

88	第五中	教諭	たなか 田中 めぐみ	子どもたちの基礎学力の定着と、そのための取り組み
89	第五中	教諭	なかで たつや 中出 竜舎	教科外活動と教科、技術・家庭科(技術分野)の関連を図る
90	第六中	教諭	おかだ ひろやす 岡田 弘康	非行・怠学傾向にある生徒のクラスでの居場所づくりについて ～教師主体ではなく、クラスメイトが中心となったサポート体制～
91	第六中	主事	ふじやま かずき 藤山 和樹	学校事務職員の可能性を探って
92	第六中	教諭	おくだ まほ 奥田 真凡	クラスの気になる子 A君との関わり
93	第七中	教諭	いざみ えり 井崎 絵梨	『どんな生徒も授業に巻き込むアクティブ・ラーニングを取り入れた授業実践』
94	第七中	教諭	いわた しのぶ 岩本 義之助	生徒同士をつなぐ、教え合い学び合いの授業へ ～分割授業、ペア学習を通して～
95	第七中	教諭	しろかわ たつや 白川 竜哉	豊かな人間性と確かな学力 ～チャレンジ&カバールの心を育てる～
96	第八中	教諭	やすい あらた 安居 新	教育指導実践記録
97	第八中	教諭	こやま あさこ 小山 亜沙子	支援教育のソーシャルスキルトレーニングの実践
98	第九中	教諭	おおた かずたか 大田 一尊	国語科における学力向上への取り組み ～ユニバーサルデザインに基づく3つの取り組みを中心に～
99	第九中	教諭	ひらい つよし 平井 毅	教室整備の重要性 ～多角的に教室整備について考える～
100	第十中	教諭	きくもと ひろき 菊本 大樹	ESD(持続可能な開発のための教育)の観点を取り入れた教育 ～2015 ESD日米教員交流プログラムの参加から～
101	第十中	教諭	さいとう すずか 齋藤 鈴佳	全員参加の授業づくり ～週1回の技術・家庭科(家庭分野)の授業を大切にするため～
102	友呂岐中	教諭	たにぐち あやか 谷口 彩香	1・2学期を振り返って
103	友呂岐中	教諭	やまぐち しいな 山口 詩菜	違いを認め合えるクラスをめざして
104	友呂岐中	教諭	むかい けいすけ 向井 啓祐	「校内での音楽科教員の役割」
105	中木田中	教諭	たなか よしき 田中 佳貴	「学びの共同体」をとおして学力の定着を図る
106	北幼稚園	教諭	ひらもと まどか 平本 まどか	2年間の継続した表現活動
107	中央幼稚園	園長	かづさき あゆみ 鍵崎 あゆみ	『同年齢・異年齢の交流と地域とのつながり』 ～ハッピータイムに取り組んで～
		養護教諭	ほそかわ よしこ 細川 好子	
		教諭	ふじた しずこ 藤田 静子	
		教諭	たけまさ あや 武政 亜耶	
		教諭	くもた かおる 雲田 薫	
		教諭	あんどう まきよ 安藤 麻季代	
108	啓明幼稚園	教諭	たかた ちひろ 高田 千紘	子どもの意欲を引き出す環境構成 ～パワフルカードを通して～
109	啓明幼稚園	教諭	やまもと えみ 山本 恵未	幼稚園におけるユニバーサルデザインを考える

議案第 2 号

市長からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた平成 28 年 3 月市議会定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

- 1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4 平成 27 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 7 号）（教育委員会関係分）
- 5 平成 28 年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分）

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた平成 28 年 3 月市議会定例会に提出される議案について、協議を行い回答するため。

議案第 3 号

「子どもを守る」宣言について

子どもを犯罪被害から守るために、「子どもを守る」宣言を行うため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成 27 年 8 月、本市中学生 2 人が被害に遭う大変痛ましい事件が発生したことを受け、改めて教育委員会として「子どもを守る」宣言を行うため、教育委員会の議決を求める。

「子どもを守る」宣言

～子どもを犯罪被害から守るために～

子どもは、社会を構成する一員であり、次代の担い手として希望を託す未来の宝である。

子どもが、家庭や地域の中で、夢や希望を抱き、健やかに育つことは、全ての市民の願いであり、また、育てることは、地域社会の責務でもある。

しかしながら、子どもを巻き込んだ痛ましい事件の発生により、かけがえのない未来の宝を失い、私たちは深い哀しみを経験した。

こうした犯罪被害から子どもを守るために、保護者、地域住民、学校及び市などと協働する強い絆の中で、子どもの安全確保のための取組をより一層進めなければならない。

私たちは、子どもが被害者となる痛ましい事件が、二度と起きない、起こさせないことを強く決意し、全ての市民と一体となって、子どもが犯罪被害に巻き込まれることのない「安全で安心なまち」の実現を目指し、「子どもを守る」施策を迅速かつ確実に進めることをここに宣言する。

平成 28 年 月 日

寝屋川市教育委員会

議案第 4 号

「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続を実施するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、策定した「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」を公表し、パブリック・コメント手続を実施するため。

議案第 5 号

寝屋川市青少年指導員の推薦について

各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議によって推薦された寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市青少年指導員の任期が平成 28 年 3 月 31 日で満了となるため。

議案第 6 号

平成 28 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

平成 28 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事を行うため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「寝屋川市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、平成 28 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事を行うため。

別冊

議案第 2 号 市長からの意見聴取について

- 1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

P 1

- 2 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

P 10

- 3 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 P 14

- 4 平成 27 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 7 号）

（教育委員会関係分） P 16

- 5 平成 28 年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分） . . . P 26

- 議案第 5 号 寝屋川市青少年指導員の推薦について P 32

議案第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年寝屋川市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 35、12 月に支給する場合においては 100 分の 40」に改める。

附則第 25 項中「100 分の 1.125」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 1.125、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.275」に、「100 分の 75」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第3条の2関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 286,200	円 317,000	円 361,300	円 406,900
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	

48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					

101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用 職員	186,500	214,000	214,000	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「標準的な」を削り、「市長が定める」を「別表第2に定める級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に、「給料表の級」を「前項に規定する級別基準職務表及び市長の定めるところに従い、給料表に定める職務の級」に改める。

第21条の2第1項中「勤務時間条例第9条の規定に基づく祝日法による休日若しくは年末年始の休日」を「祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による」を「前2項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第25項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

附則に次の1項を加える。

29 第3条第3項及び第4項並びに別表第2の規定の適用については、当分の

間、同表中「副係長の職務」とあるのは「(1) 主査の職務」と、「係長の職務」とあるのは「(1) 主任の職務」とする。

(2) 係長の職務」

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	副係長の職務
4 級	係長の職務
5 級	課長代理の職務
6 級	課長の職務
7 級	次長の職務
8 級	(1) 部長の職務 (2) 理事の職務

（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に

支給する場合においては 100 分の 137.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 155」と」の次に「、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」と」を加える。

第 11 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	126,400
2	134,000
3	137,900
4	140,100
5	149,000
6	154,300
7	166,400
8	178,900
9	182,900
10	185,600
11	195,500
12	202,100
13	233,800
14	243,200
15	247,100
16	250,800
17	259,700
18	265,700

第 4 条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「基準」を「号給別基準職務表」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 22 条第 2 項中「」の次に「、6 月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100 分の 155」と、「」を「、12 月に支給する

場合においては」に、「100 分の 160」を「100 分の 157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条並びに附則第 5 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年寝屋川市条例第 21 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 10 項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第 3 条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成 26 年改正条例附則第 10 項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 10 項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 10 項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 5 寝屋川市職員等の旅費に関する条例（平成14年寝屋川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

議案第 号

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例(昭和44年寝屋川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の210」を「100分の220」に改める。

第2条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の195」を「100分の200」に、「100分の220」を「100分の215」に改める。

(寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和49年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の75」を「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に、「100分の72.5」を「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の82.5」に改める。

第4条 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に、「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の82.5」を「100分の77.5」に改める。

(旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年寝屋川市条例第5号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例(昭和31年寝屋川市条例第16号。以下「旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例」という。)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の75」を「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に、「100分の72.5」を「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の82.5」に改める。

第6条 旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に、「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の82.5」を「100分の77.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(期末手当又は勤勉手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例、改正後の上下水道事業管理者給与条例又は改正後の旧教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第3条の規定による改正前の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当又は第5条の規定による改正前の旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例の規定による期末手当、改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による勤勉手当又は改正後の旧教育長給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

4 平成27年度寝屋川市一般会計補正予算 (第7号)

1 歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 3 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	333,768	143,744	477,502
7 教育費国庫補助金	127,501	5,500	133,001

箇 面		税	明
区 分	金 額		
地方創生加速化交付金	80,000	地方創生加速化交付金	80,000 (補助率) 定額補助
地域子供の未来応援交付金	5,500	地域子供の未来応援交付金 (補助基本額) 11,000千円	(補助率) 1/2 5,500

8 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 国庫支出金	地方債	財源 一般財源 その他
1 教育委員会 総務費	577,058	3,230	580,288	-	-	- 3,230
2 教育指導費	529,625	58,209	587,834	44,638 国庫支出金	-	- 13,571

区分	説明 金額	事業 概 要	
2 給料	181	[人件費等]	
一般職給	181	1. 人件費	3,230
3 職員手当等	2,566		
地域手当	22		
時間外勤務手当	9		
期末手当	24		
勤勉手当	2,511		
4 共済費	483		
共済組合負担金	475		
健康保険負担金	3		
厚生年金負担金	4		
介護保険料	1		
4 共済費	8,518	[学校教育の充実]	
健康保険負担金	2,686	1. 児童生徒の支援に要する経費	49,691
厚生年金負担金	4,728	(1) 児童生徒支援人材 (賃)	46,091
雇用保険料	435	(2) スクールソーシャルワーカー配置 (報償)	3,360
労働災害保険料	208	(3) 子どもサポーター会議 (報償)	240
介護保険料	461		

8 款 教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 国庫支出金 千円	財 定 地 方 千円	財 源 の 他 千円	一般財源 千円
計	1,146,933	61,439	1,208,372	44,638	-	-	16,801

節 区 分	説 明 金 額 千円		事 業 概 要
7 賃金	46,091	[人件費等]	千円
賃金	46,091	1. 人件費等 (アルバイト賃金共済費)	8,518
8 報償費	3,600		
報償費	3,600		

2項 小学校費

1 学校管理費	1,116,174	1,181	1,117,355	-	-	-	1,181
4 学校給食費	567,494	2,247	569,741	-	-	-	2,247

2 給料	522	[人件費等]	
一般職給	522	1. 人件費	1,181
3 職員手当等	576		
地域手当	63		
時間外勤務手当	1		
期末手当	122		
勤勉手当	390		
4 共済費	83		
共済組合負担金	12		
健康保険負担金	25		
厚生年金負担金	42		
介護保険料	4		
2 給料	313	[人件費等]	
一般職給	313	1. 人件費	2,247

目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特別 国府支出金	特定財源		一般財源
					地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,081,477	3,428	2,084,905	-	-	-	3,428

節 区	説明 金額		事業概要	要 要
	金額	説明		
3 職員手当等	千円 1,638			千円
地域手当	38			
時間外勤務手当	8			
期末手当	66			
勤勉手当	1,526			
4 共済費	296			
共済組合負担金	251			
健康保険負担金	16			
厚生年金負担金	28			
介護保険料	1			

3 項 中学校費

1 学校管理費	594,330	667	594,997	-	-	-	667
計	1,122,848	667	1,123,515	-	-	-	667

3 職員手当等	558	【人件費等】		
勤勉手当	558	1. 人件費		667
4 共済費	109			
共済組合負担金	109			

4 項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	206,024	957	206,981	-	-	-	957
----------	---------	-----	---------	---	---	---	-----

2 給料	92	【人件費等】		
一般職給	92	1. 人件費		957

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国府支出金	地 方 債	財 源 其 他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	538,379	957	539,336	-	-	-	957

前 区 分	説 明		事 業 概 要
	金 額	千円	
3 職員手当等	722	千円	
地域手当	12		
時間外勤務手当	1		
期末手当	16		
勤勉手当	693		
4 共済費	143		
共済組合員負担金	140		
健康保険負担金	1		
厚生年金負担金	1		
介護保険料	1		

5 項 社会教育費

1 社会教育健 務費	360,643	1,350	361,993	-	-	-	1,350
---------------	---------	-------	---------	---	---	---	-------

2 給料	92	【人件費等】 1. 人件費	1,350
一般職給	92		
3 職員手当等	1,055		
地域手当	11		
時間外勤務手当	12		
期末手当	14		
勤勉手当	1,018		
4 共済費	203		
共済組合員負担金	195		
健康保険負担金	3		
厚生年金負担金	4		

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定 国庫支出金 千円	財源 その他の 千円		一般財源 千円
					地方	千円	
2 成人教育費	29,813	583	30,396	524 国庫支出金	-	-	59
3 国庫前費	297,376	1,085	298,461	-	-	-	1,085

節・説明		事業概要	千円
区分	金額 千円		
介護保険料	1		
8 報償費	546	[生涯学習の充実]	
報償費	546	1. 家庭教育の支援に要する経費 家庭教育学校事業	402
9 旅費	3	報償 396 食 6	
普通旅費	3	2. 学習活動の充実に要する経費 まちのせんせい活用事業	181
11 需用費	34	報償 150 旅 3 消 28	
一般消耗品費	28		
食糧費	6		
2 給料	268	[人件費等]	
一般職給	268	1. 人件費	1,085
3 職員手当等	701		
地域手当	33		
時間外勤務手当	22		
期末手当	60		
勤勉手当	586		
4 共済費	116		
共済組合負担金	75		
健康保険負担金	14		
厚生年金負担金	25		
介護保険料	2		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国府支出金	補正額 地方債	財源 その他	一般財源
4 青少年教育費	千円 42,566	千円 18,163	千円 60,729	千円 5,500 国庫支出金	千円 -	千円 -	千円 12,663

細 説 明		事 業 概 要	要
区 分	金 額		
1 報酬	千円 2,640	{青少年の健全育成}	千円
一般報酬	2,640	1. 青少年リーダーの組織化に要する経費 青少年居場所づくり事業	14,719
4 共済費	469	報償 5,431 消 食 20 印 96	
健康保険負担金	152	修 5,021 保 200 委 2,216 使 15	
厚生年金負担金	265	備 1,420	
雇用保険料	26	[人件費等]	
介護保険料	26		
8 報償費	5,431	1. 人件費等	3,444
報償費	5,431	(1) 非常勤職員 (1人)	2,640
		(2) 非常勤職員共済費	469
		(3) 非常勤職員費用弁償	335
9 旅費	335		
費用弁償	335		
11 需用費	5,437		
一般消耗品費	300		
食糧費	20		
印刷製本費	96		
修繕料	5,021		
12 役務費	200		
保険料	200		
13 委託料	2,216		
委託料	2,216		
14 使用料及び賃借料	15		

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 国府支出金 千円	財源 地方債 千円		一役財源 千円
					その他 千円	千円	
6 留守家庭児童会費	533,856	5,059	538,915	-	-	-	5,059
計	1,435,297	25,240	1,461,537	6,024	-	-	20,216

節 区 分	説明 金額 千円		事業概要	要 要 千円
使用料		15		
18 備品購入費		1,420		
庁用器具費		1,420		
2 給料		2,059	【人件費等】	
一般職給		2,059	1. 人件費	5,059
3 職員手当等		2,724		
地域手当		248		
時間外勤務手当		531		
期末手当		470		
退職手当		1,476		
4 共済費		276		
健康保険負担金		98		
厚生年金負担金		169		
介護保険料		9		

6 項 社会体育費

1 社会体育総務費	70,002	301	70,303	-	-	-	301
-----------	--------	-----	--------	---	---	---	-----

2 給料		41	【人件費等】		
一般職給		41	1. 人件費		301
3 職員手当等		215			
地域手当		5			

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		その他の財源	
				国府支出金	地方債	国府支出金	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	215,021	301	215,322	-	-	-	301

節 区 分	説 明		事 業 概 要
	金 額	千円	
時間外勤務手当		11	千円
期末手当		9	
勤勉手当		190	
4 共済費		45	
共済組合負担金		40	
健康保険負担金		2	
厚生年金負担金		2	
介護保険料		1	

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 教育費	1 教育総務費	児童生徒支援人材事業	54,609
		スクールソーシャルワーカー配置事業	3,360
		子どもサポート会議事業	240
	5 社会教育費	家庭教育学級事業	402
		まちのせんせい活用事業	181
		青少年居場所づくり事業	18,163

平成28年度寝屋川市一般会計当初予算(案)

平成28年度 教育費の状況

1. 当初予算(案)における「教育費」

(単位:千円、%)

	平成28年度 当初予算(案)	構成比	平成27年度 当初予算	増減額	対前年度比
一般会計	89,800,000	100	81,900,000	7,900,000	109.6
教育費	6,133,821	6.8	6,403,714	△ 269,893	95.8
特別会計	56,729,000	-	56,448,000	281,000	100.5
計	146,529,000	-	138,348,000	8,181,000	105.9
水道事業会計	5,474,000	-	5,506,000	△ 32,000	99.4
下水道事業会計	11,383,000	-	11,265,000	118,000	101.0
合計	163,386,000	-	155,119,000	8,267,000	105.3

2. 教育費の「性質別構成」内訳

(単位:千円、%)

	平成28年度 当初予算(案)	構成比	平成27年度 当初予算	増減額	対前年度比
教育費	6,133,821	100	6,403,714	△ 269,893	95.8
投資的経費	618,812	10.1	759,828	△ 141,016	81.4
人件費	1,959,281	31.9	1,902,581	56,700	103.0
物件費	2,580,805	42.1	2,751,327	△ 170,522	93.8
その他の経費	974,923	15.9	989,978	△ 15,055	98.5

3. 教育費の「項」別内訳

(単位:千円、%)

	平成28年度 当初予算(案)	構成比	平成27年度 当初予算	増減額	対前年度比
教育費	6,133,821	100	6,403,714	△ 269,893	95.8
教育総務費	1,008,132	16.5	1,144,287	△ 136,155	88.1
小学校費	1,906,396	31.1	2,012,244	△ 105,848	94.7
中学校費	1,092,365	17.8	1,060,639	31,726	103.0
幼稚園費	535,087	8.7	568,452	△ 33,365	94.1
社会教育費	1,455,887	23.7	1,411,388	44,499	103.2
社会体育費	135,954	2.2	206,704	△ 70,750	65.8

平成28年度 当初予算(案) 目別前年度比較

(単位:千円、%)

項	目	平成28年度		平成27年度		対 前 年 度	
		当初予算	構成比	当初予算	構成比	比較増減	前年度比
教育総務費	教育委員会総務費	565,044	9.2	574,427	9.0	△ 9,383	98.4
	教育指導費	404,404	6.6	529,625	8.3	△ 125,221	76.4
	教育研修センター費	38,684	0.7	40,235	0.6	△ 1,551	96.1
	小 計	1,008,132	16.5	1,144,287	17.9	△ 136,155	88.1
小学校費	学校管理費	1,017,769	16.6	1,062,613	16.6	△ 44,844	95.8
	教育振興費	238,444	3.9	309,972	4.8	△ 71,528	76.9
	学校保健体育費	82,434	1.3	87,837	1.4	△ 5,403	93.8
	学校給食費	567,749	9.3	551,822	8.6	15,927	102.9
	小 計	1,906,396	31.1	2,012,244	31.4	△ 105,848	94.7
中学校費	学校管理費	561,072	9.1	532,121	8.3	28,951	105.4
	教育振興費	235,290	3.8	218,424	3.4	16,866	107.7
	学校保健体育費	45,488	0.8	47,448	0.7	△ 1,960	95.9
	学校給食費	250,515	4.1	262,646	4.1	△ 12,131	95.4
	小 計	1,092,365	17.8	1,060,639	16.6	31,726	103.0
幼稚園費	幼稚園管理費	200,947	3.3	236,097	3.7	△ 35,150	85.1
	教育振興費	334,140	5.4	332,355	5.2	1,785	100.5
	小 計	535,087	8.7	568,452	8.9	△ 33,365	94.1
社会教育費	社会教育総務費	377,675	6.2	350,774	5.5	26,901	107.7
	成人教育費	26,952	0.4	26,743	0.4	209	100.8
	図書館費	279,037	4.5	290,179	4.5	△ 11,142	96.2
	青少年教育費	76,362	1.2	42,550	0.7	33,812	179.5
	教育センター費	0	0.0	47,242	0.7	△ 47,242	0.0
	留守家庭児童会費	589,929	9.6	530,099	8.3	59,830	111.3
	公民館費	17,012	0.3	17,012	0.3	0	100.0
	エスポータル費	60,360	1.0	106,789	1.8	△ 46,429	56.5
	学び館費	28,560	0.5	—	—	—	—
	小 計	1,455,887	23.7	1,411,388	22.0	44,499	103.2
社会体育費	社会体育総務費	68,613	1.1	70,811	1.1	△ 2,198	96.9
	社会体育施設費	26,032	0.4	26,723	0.4	△ 691	97.4
	市民体育館費	41,309	0.7	109,170	1.7	△ 67,861	37.8
	小 計	135,954	2.2	206,704	3.2	△ 70,750	65.8
合 計		6,133,821	100.0	6,403,714	100.0	△ 269,893	95.8

平成28年度 教育委員会事務事業概要(当初予算(案))

(単位:千円)

担当課	No.	取組(予算事業名)	事 務 事 業 概 要 等	事業費	財 源 内 訳				27年度 当初予算
					国	府	その他	一般	
教育総務課	1	就学援助 (小・中)	就学援助事業に係る印刷 【義務教育就学奨励費】 対象者 小学校 2,640人 中学校 1,683人 【特別支援教育就学奨励費】 対象者 小学校 247人 中学校 96人 【中学校夜間学校就学奨励費】 対象者 中学校 5人	353,966	7,424			346,542	368,843
	2	教育委員会会議業務	教育委員会定例会・総合教育会議の開催、 教育委員の秘書業務等 委員報酬、教育委員会交際費、旅費、各種負担金 他	8,781				8,781	8,571
	3	教育委員会事務局管理業務	教育行政事務の点検及び評価会議、教育関連冊子印刷、教育委員会表彰記念品、旧明徳小学校跡地関係等	2,896	30	20	178	2,668	3,511
	4	学校備品等の充実 (小・中)	小・中学校に係る管理運営 一般消耗品費、印刷機・IP電話使用料、備品購入費等	113,294			170	113,124	124,687
	5	学校環境整備業務 (小・中)	環境整備班による小・中学校学校用務職員の後方支援 賃金、一般消耗品費、原材料等 小・中学校の環境整備に係る学校用務 賃金、委託料等 芝生維持管理事業(小学校のみ)、小・中学校に係る光熱水費	416,024				416,024	417,069
施設給食課	1	学校園施設管理業務 (小・中・幼)	旧明徳小学校の施設維持管理に係る経費 各種点検手数料、機械整備等委託料 各小・中学校、幼稚園の施設維持管理に係る経費 各種点検手数料、機械整備等委託料、学校安全監視委託(小学校のみ)、維持補修 他	136,338			5,026	131,312	138,253
	2	学校園施設の経年化 対策 (小・中)	小・中学校の施設整備に係る経費 校舎棟トイレ洋式等改修工事、プール改修工事、各校 営繕工事	572,495			406,200	166,295	574,495
	3	学校給食の運営 (小・中)	小学校給食の運営に係る経費 調理業務委託料、調理員アルバイト賃金、光熱水費 他 給食調理場の改修に係る経費 工事請負費、備品購入費 中学校給食の運営に係る経費 調理業務委託料 他	527,458			11,700	515,758	539,154
学務課	1	学校運営・管理業務	小・中学校の学事処理に係る経費 学務情報システム経費 印刷製本費、委託料 他	5,925	1,350	22		4,553	31,303
	2	学校規模の適正化	学校規模の適正化及び学校選択制の推進 印刷製本費	116				116	113
	3	教職員人事管理業務 (小・中)	「教職員の評価・育成システム」授業アンケートに係る経費 小・中学校教職員の健康保持に係る経費 定期健康診断等委託料 他	5,893				5,893	4,398
	4	きめ細かな学習指導の 充実	少人数教育推進事業、学力向上支援人材事業、少人数 学級推進事業 賃金、旅費、健康診断委託料 他	176,898				176,898	143,696
	5	幼児期の発達に応じた 教育の推進	特色ある幼稚園づくり事業、地域人材活用事業等 報償費、一般消耗品費、教材費 各幼稚園用教材・教材備品 他	2,641				2,641	3,007
	6	教職員研修、教育に関 する調査研究	幼稚園教員各種研修会 講師謝礼、参加負担金 他	256				256	282
	7	公立幼稚園運営・管理 業務	各種研究会等会費 各幼稚園に係る運営管理経費 アルバイト賃金、光熱水費、印刷機等使用料 他 多子世帯等への市立幼稚園保育料支援事業	46,444			23,346	23,098	54,063
	8	通学路の安全対策	通学路安全対策事業 交通指導員アルバイト賃金 通学路整備用修繕料、原材料 扶助費(宇谷小通学費) 他	69,298	8,009		6,554	54,735	74,259
	9	学校保健衛生の推進 (小・中・幼)	全国市長会学校災害賠償補償保険 児童・生徒定期健康診断、学校医報酬、シックハウス検 査、学校保健に係る運営経費(一般消耗品費、医薬材 料費) 日本スポーツ振興センター掛金(負担金) 市立校園PTA協議会安全共済会補助金 他	112,593			7,670	104,923	119,885
	10	就学援助(医療費) (小・中)	医療扶助費	8,591	2,425			6,166	10,333

(単位:千円)

担当課	No.	取組(予算事業名)	事業概要等	事業費	財 源 内 訳				27年度 当初予算
					国	府	その他	一般	
学務課	11	就園支援	就園奨励費用印刷 【私立幼稚園就園奨励費補助金】対象者 2,058人 【私立幼稚園保護者補助金】対象者 1,463人	332,304	100,108			232,196	330,153
教育指導課	1	特色ある学校づくり	ドリームプラン推進事業(特色ある中学校区づくり支援) 一般消耗品費、印刷製本費、郵便料、教材購入費 等 教育活動支援人材報償費、学校評議員等報償費 他	21,170				21,170	24,770
	2	英語教育の充実	外国人英語講師派遣、英検受験料補助、イングリッシュ プレゼンテーションコンテスト、英語研究用教材冊子 他	62,995				62,995	36,053
	3	人権教育の推進	人権教育の計画的推進に係る経費 性教育副読本等印刷製本費 他	1,860				1,860	1,851
	4	確かな学力の育成	ICT活用の推進に係る経費、学園ICT化構想事業、中学 校休業日等支援事業 他	71,584				71,584	216,381
	5	教育指導業務	市立小・中学校の教育活動向上のための指導・助言、 各種負担金 他	6,816			146	6,670	7,556
	6	児童生徒の支援	課題を抱える児童生徒の支援・相談活動 中学生サミット、学校司書 他	27,357				27,357	64,341
	7	支援教育の推進 (小・中)	教育的ニーズに応じた支援教育 支援学級就学指導及び検診 支援教育巡回指導医師報酬、児童指導員アルバイト・ 看護師賃金 教材・教材備品 他	85,747		3,320		82,427	85,406
	8	学校教材・教員等の充 実 (小・中)	学校管理運営に係る基本的な経費の充実 児童用図書、理科教員、学校教材、教材備品の修繕・ 購入 教師用指導書・教科書 体育用備品・校庭遊具の修繕 他	118,920	2,000			116,920	157,673
教育研修 センター	1	教職員研修等の推進	研修・研究講師報償費、研修・研究旅費、短期留学旅費 ICT研修講師配置事業委託料、教育フォーラム開催経 費、教育研究紀要印刷製本費、学習到達度調査委託料 他	20,877				20,877	26,469
	2	英語力の向上	英語村(英語力向上プラン)経費	3,569				3,569	-
	3	教育支援	教育相談スーパーバイザー報償費 学生相談員報償費 教育相談連携講座講師報償費、電話相談案内カード 教育支援センター経費 他	7,840				7,840	8,019
	4	教育研修センターの運 営・管理業務	光熱水費、修繕料、電話料、消防設備保守点検、 清掃・警備等委託料、教育研究所連盟負担金 他	5,121			4	5,117	4,911
社会教育課	1	学習体制の充実	社会教育施策の推進 社会教育委員報酬・旅費、負担金 生涯学習施策の推進、生涯学習情報誌の発行 一般消耗品費、印刷製本費 他	3,191				3,191	1,358
	2	放課後の居場所の充 実	留守家庭児童会管理運営 アルバイト賃金、一般消耗品費 他 留守家庭児童会体制整備 施設整備事業(分割4校、区画整備1校) 修繕料、備品購入費 AED設置	235,692	68,024	66,291	101,377		232,722
	3	学習活動のための環 境づくり	中央公民館管理運営(指定管理者) エスポアール管理運営(指定管理者) 学び館管理運営(指定管理者) エスポアール、耐震補強設計業務委託 他	105,932	1,986		4,500	99,446	171,043
文化スポーツ 振興課	1	文化芸術活動の活性 化	文化振興会議、市民たそがれコンサート、市民文化祭、 寝屋川ミュージックデー、アルカスピアノコンクール、 ミュージカル「寝屋のはちかづき」、寝屋川音楽祭 他	23,925			6,338	17,587	21,330
	2	文化振興のための環 境整備	地域交流センター(アルカスホール)管理運営(指定管理 者) 池の里市民交流センター管理運営 (受付管理等委託料、光熱水費、体育指導員等アルバイ ト賃金 他)	80,811			5,048	75,763	80,176
	3	文化財・地域文化資源 の保護と活用体制づく り	文化財保護審議会、国府市指定文化財の管理、国指定 史跡高宮廃寺跡活用調査、埋蔵文化財資料館管理運 営、ネットワークサイン・ルート環境整備 他	24,212	7,932		17	16,263	16,147

(単位:千円)

担当課	No.	取組(予算事業名)	事業概要等	事業費	財 源 内 訳				27年度 当初予算
					国	府	その他	一般	
文化スポーツ 振興課	4	生涯スポーツの推進	寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ、市民ウォーキング 他	17,227			75	17,152	16,518
	5	競技スポーツの振興	市民体育大会 他	7,740				7,740	7,622
	6	スポーツ団体との体制づくり	スポーツ推進委員報酬 他	2,776			191	2,585	2,646
	7	施設の整備・充実	学校体育施設開放事業 学校夜間照明設備管理運営 野外活動センター管理運営(指定管理者) オオルリ棟防虫・屋根塗装改修工事(野外活動センター) 淀川河川グランド管理運営 市民体育館管理運営(指定管理者)	69,069			3,106	65,963	137,621
中央図書館	1	図書館機能の充実	図書・資料の貸出・返却、資料収集・保存、図書館電算システムの管理 他	154,527			2,467	152,060	145,226
	2	読書活動の推進	読書普及啓発事業、障害者・高齢者・多文化サービス事業 他	222				222	261
	3	子ども読書活動の推進	子ども読書活動推進事業、赤ちゃんに絵本を贈ろう事業 他	5,140				5,140	5,309
地域教育 振興課	1	地域ネットワークづくり	地域教育施策企画立案事業、地域教育協議会活動推進事業、学校支援地域本部事業、学校安全体制整備推進事業	8,495		2,094		6,401	7,696
	2	家庭教育力の向上	家庭教育施策企画立案事業、ねやがわ子どもフォーラム事業、家庭教育サポートチーム派遣事業、家庭教育学級事業、子どもへの暴力防止プログラム実施事業	15,465		1,808		13,657	10,430
	3	成人教育活動の充実	成人教育施策企画立案事業、日本語よみかき促進事業、成人教育講座事業、まちのせんせい活用事業	2,992				2,992	3,176
	4	青少年リーダーの組織の強化	青少年教育施策企画立案事業、青少年リーダー育成事業(青少年リーダーの養成、青年祭、青少年居場所づくり)、成人式	37,170		27,003		10,167	20,515
	5	放課後の居場所の充実	放課後子供教室、放課後校庭開放事業	31,754		8,202		23,552	21,869
	6	青少年健全育成団体との体制づくり	青少年指導員会支援事務、寝屋川青年会議所支援事務、PTA協議会支援事務、青少年健全育成事業	4,245				4,245	3,789
歳 入 (一 般 財 源)								59	
合 計				4,156,652	199,288	108,760	584,113	3,264,491	4,484,958

※事業費には、人件費のうち報酬を含みます。また、アルバイト賃金共済費は含んでいません。

平成28年度 当初予算(案)主要事業概要(教育委員会関係)

施策名		事業名	平成28年度 当初予算額 (千円)	担当課
就学前教育を充実する	1	・ 特色ある幼稚園づくり	256	学務課
学ぶ力を育成する	2	・ ドリームプランの推進	14,490	教育指導課
	3	・ 英検受験料補助	6,816	教育指導課
	4	・ 学図ICT化構想事業	37,628	教育指導課
	5	・ 少人数教育推進人材	119,157	学務課
	6	・ 学習到達度調査	12,579	教育研修センター
	7	○ 英語村(英語力向上プラン)事業	3,569	教育研修センター
	8	・ イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	297	教育指導課
	9	・ 教育活動支援人材の活用	5,040	教育指導課
	10	○ 外国人英語講師の派遣	55,680	教育指導課
	11	・ 学力向上支援人材の活用	24,823	学務課
	12	◎ 少人数学級の推進	32,918	学務課
	13	◎ 学校司書の配置	11,172	教育指導課
	14	◎ 中学校休業日等学習支援	26,035	教育指導課
教育環境の整備・充実を図る	15	・ 小学校給食調理業務委託	142,502	施設給食課
	16	・ 中学校給食調理業務委託	250,431	施設給食課
	17	○ 校舎棟トイレ洋式等改修工事	290,000	施設給食課
	18	・ 私立幼稚園保護者補助	31,950	学務課
	19	○ 私立幼稚園就園奨励費	300,325	学務課
	20	○ 多子世帯等への市立幼稚園保育料支援	0	学務課
	21	・ 芝生の維持管理	1,930	教育総務課
	22	・ 通学路安全対策	14,563	学務課
	23	・ プール改修工事	90,000	施設給食課
	24	○ 義務教育就学奨励費	340,494	教育総務課
青少年の健全育成を推進する	25	○ 地域教育協議会の運営	4,800	地域教育振興課
	26	○ 放課後子供教室	21,846	地域教育振興課
	27	・ 青少年リーダーの養成	8,592	地域教育振興課
	28	○ 青少年の居場所づくり	24,390	地域教育振興課
	29	○ 留守家庭児童会の体制整備	32,582	社会教育課
生涯学習を充実する	30	○ 家庭教育サポートチームの派遣	12,646	地域教育振興課
	31	・ エスポール耐震補強設計	5,960	社会教育課
	32	◎ 学び館の開設	28,560	社会教育課
文化の振興を図る	33	・ アルカスピアノコンクール	7,615	文化スポーツ振興課
	34	・ 国指定史跡高宮廃寺跡活用調査	15,925	文化スポーツ振興課
スポーツ活動を推進する	35	・ 寝屋川ハーフマラソン事業補助	10,000	文化スポーツ振興課

※ 事業名欄の「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しています。

平成28・29年度 寝屋川市青少年指導員名簿

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
一 中	中央	いけだ たかし 池田 隆司	H14. 4～	14年
〃	東	いずみ えつ 泉 江津	H12. 4～	16年
〃	中央	おおにし せいいち 大西 性一	H12. 4～	16年
〃	中央	おかだ ひでき 岡田 英樹	H20. 4～	8年
〃	中央	おかもと きよこ 岡本 清子	H18. 4～	10年
〃	東	ひぐち なおこ 樋口 尚子	H28. 4～	新任
〃	東	こうろ てつお 紅露 哲生	H18. 4～	10年
〃	中央	こじま かつゆき 小島 勝幸	H17. 4～	11年
〃	東	とみやす けい子 富安 けい子	H18. 4～	10年
〃	東	やまぐち まさのり 山口 正則	H16. 4～	12年
二 中	池田	いしだ やすみち 石田 保通	H24. 4～	4年
〃	池田	うだ けい子 宇田 桂子	H26. 4～	2年
〃	桜	きむら みはる 澤村 美春	H9. 4～	19年
〃	桜	しばた ひろお 柴田 潤夫	H24. 4～	4年
〃	池田	たけもと まち子 竹元 佐知子	H16. 4～	12年
〃	桜	たむら みちひこ 田村 道彦	H26. 4～	2年
〃	池田	なめかた ひろあき 行方 弘明	H18. 4～	10年
〃	桜	なりあい みゆき 成谷 美由紀	H24. 4～	4年
〃	池田	まつお くにと子 松尾 久仁子	H22. 4～	6年
〃	桜	もとむら まさひろ 本村 雅裕	H20. 4～	8年

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
三 中	田井	いぬい えいじ 乾 榮嗣	H10. 4～	18年
〃	田井	おかだ けんじ 岡田 健志	H20. 4～	8年
〃	田井	かわな よしこ 川名 良子	H10. 4～	18年
〃	北	たにぐち みき 谷口 美紀	H28. 4～	新任
〃	北	なかつか きよし 中司 清	H13. 5～	14年11ヶ月
〃	田井	にし よしこ 西 好子	H10. 4～	18年
〃	北	ふくおか かずえ 福岡 一恵	H10. 4～	18年
〃	田井	ふくもと きょうこ 福本 京子	H4. 4～	24年
〃	北	ふじわら ひろやす 藤原 祐康	H22. 4～	6年
〃	北	もりおか しげのり 森岡 重則	H28. 4～	新任
四 中	梅が丘	いとかず たみこ 糸数 たみ子	H16. 4～	12年
〃	明和	きむら きよみ 木邨 喜代美	H22. 4～	6年
〃	梅が丘	くさ むつみ 桑 睦弥	H28. 4～	新任
〃	明和	ごとう しょうご 後東 正悟	H14. 4～	14年
〃	明和	しらい かずゆき 白井 一行	H22. 4～	6年
〃	明和	たなか かずみ 田中 和美	H22. 4～	6年
〃	明和	たなか さつき 田中 さつき	H22. 4～	6年
〃	明和	たがし まさこ 田伏 昌子	H24. 4～	4年
〃	梅が丘	とみなが いずみ 富永 和泉	H26. 4～	2年
〃	梅が丘	ながひろ しゅんじ 永廣 俊治	H28. 4～	新任

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
五 中	和光	滝玉 拓己	H28. 4～	新任
〃	和光	是澤 雅美	H26. 4～	2年
〃	神田	佐々岡 健三	H28. 4～	新任
〃	和光	佐藤 直紀	H26. 4～	2年
〃	神田	出橋 恒仁	S63. 4～	28年
〃	和光	中野 智子	H28. 4～	新任
〃	神田	福原 恵子	H28. 4～	新任
〃	神田	南 正克	H14. 4～	14年
〃	神田	村上 純子	H22. 4～	6年
〃	神田	柳瀬 寿美子	H14. 4～	14年
六 中	第五	浦部 奈緒美	H20. 4～	8年
〃	第五	岡田 光司	H12. 4～	16年
〃	国松緑丘	川上 良二	H26. 4～	2年
〃	第五	黒田 靖彦	H12. 4～	16年
〃	国松緑丘	坂口 鈴子	H26. 4～	2年
〃	国松緑丘	坂野 康子	H18. 4～	10年
〃	第五	難波 佳津子	H14. 4～	14年
〃	国松緑丘	町田 恒一	H28. 4～	新任
〃	第五	眞鍋 康子	H20. 4～	8年
〃	第五	向井 弘	H10. 4～	18年

校 区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
七 中	堀溝	うだか ひろみ 宇嵩 宏美	H18. 4～	10年
〃	南	ごんなが ひであき 権永 英明	H26. 4～	2年
〃	堀溝	しまだ はつみ 島田 初美	H20. 4～	8年
〃	堀溝	にしむら ひろみち 西村 大道	H24. 4～	4年
〃	南	のもと たかこ 野本 賢子	H24. 4～	4年
〃	南	ひがし よしあき 東 義明	H18. 4～	10年
〃	堀溝	ますだ たつや 増田 達哉	H14. 4～	14年
〃	南	みょうじん よしこ 明仁 由子	H13. 5～	14年11ヶ月
〃	堀溝	むかい ゆうこ 向井 優子	H22. 4～	6年
〃	南	やました ひろこ 山下 弘子	H22. 4～	6年
八 中	点野	い お よしみ 伊尾 好美	H20. 4～	8年
〃	西	かいとう せいいちろう 皆藤 誠一郎	H20. 4～	8年
〃	西	きざね ゆか 木澤 有佳	H24. 4～	6年
〃	点野	きたかわ きだじ 北川 貞司	S60. 4～S62. 3 H16. 4～	14年
〃	点野	こにし まさひろ 小西 修宏	H6. 4～	22年
〃	西	きかえやま けいこ 栄山 恵子	H26. 4～	2年
〃	点野	てらにし ちかひろ 寺西 親弘	H18. 4～	10年
〃	西	はしもと あつこ 橋本 敦子	H26. 4～	2年
〃	点野	ひがしだ よしひろ 東田 吉裕	H24. 4～	4年
〃	西	ふかがわ けいこ 深川 慶子	H24. 4～	4年

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
九 中	成美	あべ かをり 安部 かをり	H12. 4～	16年
〃	成美	おおしま まさかず 大島 正和	H14. 4～	14年
〃	啓明	さかもと れいこ 坂本 玲子	H20. 4～	8年
〃	啓明	せきおか ちはる 関岡 千春	H22. 4～	6年
〃	啓明	はまた たけし 濱田 毅	H28. 4～	新任
〃	啓明	みやけ せつ 三宅 摂	H14. 4～	14年
〃	啓明	やすおか りえ子 安岡 理恵子	H16. 4～	12年
〃	啓明	やまだ まさひろ 山田 征博	H24. 4～	4年
〃	成美	ゆかわ あつ子 湯川 あつ子	H24. 4～	4年
〃	成美	よしだ いちろう 吉田 一郎	H18. 4～	10年
十 中	宇谷	いそはら いげかず 家原 繁和	S63. 4～	28年
〃	三井	おの れいこ 小野 玲子	H24. 4～	4年
〃	宇谷	かわぐち きよし 川口 清	S51. 4～	40年
〃	三井	きょうかわ ひさ子 京川 壽子	H14. 4～	14年
〃	三井	きはら きなえ 笹原 早苗	H12. 4～	16年
〃	三井	たかだ じゅんこ 高田 順子	H24. 4～	4年
〃	宇谷	つじもと よしひで 辻本 嘉秀	H4. 4～	24年
〃	三井	ながおか まなぶ 長岡 肇	H10. 4～	18年
〃	宇谷	にしお まさお 西尾 正夫	H28. 4～	新任
〃	三井	ゆみさき きょう子 弓崎 恭子	H20. 4～	8年

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
友呂岐中	石津	あきの まさひろ 浅野 正浩	H24. 4～25. 3 H26. 4～	3年
〃	石津	おおしま きょうこ 大島 恭子	H28. 4～	新任
〃	木屋	おざわ たえこ 尾澤 妙子	H25. 4～	3年
〃	木屋	かめいし ひろみ 亀石 広美	H20. 4～	8年
〃	石津	さいつ おさむ 財津 修	H20. 4～	8年
〃	石津	なかむら しゅうじ 中村 修志	H28. 4～	新任
〃	木屋	にしじま ひさえ 西嶋 久恵	H26. 4～	2年
〃	石津	なかむら しゅうじ 中村 修志	H28. 4～	新任
〃	木屋	にしわき か な 西脇 香奈	H24. 4～	4年
〃	木屋	みやづ ふみあき 宮津 史晃	H28. 4～	新任
〃	石津	よしだ えり 吉田 江里	H26. 4～	2年
中木田中	木田	いのうえ きとみ 井上 里美	H14. 4～	14年
〃	楠根	うにや よしえ 鵜丹谷 佳恵	H28. 4～	新任
〃	楠根	おばた ようこ 小畑 容子	H28. 4～	新任
〃	木田	たかくら ひさみ 高倉 久美	H12. 4～	16年
〃	木田	なかお てつや 中尾 哲也	H24. 4～	4年
〃	木田	なかむら みちこ 中村 美知子	H14. 4～	14年
〃	楠根	みずがみ のぶこ 水上 伸子	H15. 5～	12年11ヶ月
〃	木田	もり いくひと 森 郁人	H26. 4～	2年
〃	木田	やまじ まゆみ 山路 真弓	H26. 4～	2年
〃	楠根	やまだ さちこ 山田 幸子	H24. 4～	4年

[議案第4号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画
(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施につ
いて]

第2次 環屋川市子ども読書活動推進計画（素案）の概要

- ◇ 計画策定の目的
子どもが読書の楽しさに気づき、くわしく、更に子どもが自ら進んで本を読みたくなくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること。
- ◇ 計画期間 平成28年度～平成32年度（5か年）
- ◇ 計画策定の基本方針
①子どもが成長する過程で読書が重要な役割を果たすことを、市民に啓発します。
②子どもが読書の楽しさを味わうことができる地域社会とするため、学校・図書館などの関係機関・団体との連携・協力を促進します。
③対象「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、概ね18歳以下の子どものこととします。
- ◇ 計画の位置づけ
（法）「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、環屋川市が策定する計画です。
（計画）国「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」、大阪府「第2次子ども読書活動推進計画」を受けて策定します。
（市の上位計画）「第5次環屋川市総合計画」（平成23年度～平成27年度）、「環屋川市社会教育推進計画」（平成27年度～平成32年度）に基づき策定します。

- ◇ 第1次 環屋川市子ども読書活動推進計画の成果と課題
＜主な成果＞
・乳幼児期の子ども読書活動推進計画（ブックスタート事業）として赤ちゃんに絵本を贈ろう事業、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ等の定例実施等により絵本・児童書の貸出増加、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ等の定例実施等により絵本・児童書の貸出増加。
・幼稚園・保育所の絵本充実や絵本コーナーの設置等が進みました。
・学校では全一斉読書の取組や新聞を活用した授業の充実に取り組みました。
＜主な課題＞
・第1次計画では就学前の子ども読書活動推進に力点を置きましたが、全国的に見ても、子どもの年齢が上がるにつれて読書活動の減少傾向があり、学齢期の子ども読書活動の推進施策の充実が課題となつています。
・子ども読書活動推進に関わる人の資質向上・育成のための研修等の継続的な取組が必要です。
・学校図書館及び読書活動推進に関わる人の配置や研修体制の充実が必要で、
・図書館から子どもものものいる場所（移動図書館の巡回や団体貸出等）の充実が必要で、
・図書館から子どもものものいる場所（移動図書館の巡回や団体貸出等）の充実が必要です。

子ども読書活動推進の取組の方向性

家庭・地域における推進	図書館における推進	幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
読書理解の輪を広げる ◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関係団体とのネットワークを構築し、本や子どもの読書推進に関する情報交換や協働の取組の充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を工夫します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	乳幼児の読書活動推進（ブックスタート事業） ◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座の開催や絵本の読み聞かせを継続実施します。 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすい環境を整え、小学生の図書読書体験会を開催し受け入れます。 ◇ 移動図書館おきがる号の巡回派遣を多くの学校に拡大して行います。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、案件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたすくさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の輪を拡充を図ります。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実と読書利用の促進を図ります。	読書環境の充実 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターにおいて絵本を準備し、絵本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け入れさせていただきます。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターにおいて絵本を準備し、絵本コーナーの設置に努めます。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターにおいて絵本を準備し、絵本コーナーの設置に努めます。	学校図書館の充実 ◇ 学校での読書活動推進のため図書教員のほか、学校図書等の活用を促すシステムの実現に努めます。 ◇ 学校図書・教職員等の子ども読書活動推進に資する専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携して必要の本を用意します。 学校での読書活動推進 ◇ 児童・生徒が読書の楽しさを知る取組を積極的に図ります。 ◇ 本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組みます。 ◇ 学校の読書推進計画の充実と連携して移動図書館の受け入れに努めます。	障害のある子どもの読書支援 ◇ 障害のある子どもの読書環境を整えるため、図書館はさまざまな絵本や本の絵本、点字資料や録音資料等の整備、活用を図るとともに、点字図書館等の専門機関や関係部署との連携を図っていきます。 ◇ 拡大読書器、音声読み上げ機等、障害者が利用しやすい機器の利用促進に努めます。 ◇ 朗読ボランティアや市の絵本ボランティア、録音ボランティアとの連携を図り、対面相談や資料の貸出・充実を図ります。 ◇ 図書館や学校、幼稚園、保育所、医療型児童発達支援センター「あかづき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」等で、障害のある子どもたちの抱える状況や発達段階に合わせた読書活動の支援を行います。	外国の子どもの読書支援・読書環境の充実 ◇ 図書館では、市域に住む外国語を母語とする人（子ども）や外国の言語や文化等に関する子ども向けに外国語の絵本や児童書を継続して収集し、提供します。 ◇ 環屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」を中心に収集した外国語の絵本や児童書を展示していただきます。 ◇ 外国からやって来た子どもたちや環屋川市の地域や学校等において田舎に生活や学習ができてくよう図書館や学校、地域、各種団体が連携して支援に努めます。

- 子ども読書活動推進ボランティアの支援
◇ 図書館と中学校が連携し本の取贈らし、読書の楽しさを実感してもらえるような機会を設けていきます。
◇ 子ども読書活動推進ボランティアの活動を支援していきます。
◇ 子ども読書活動推進ボランティア団体のスキルアップを図るため、市立図書館等で行なわれる研修等の情報を提供します。

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)

平成28年 月

寝屋川市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし現在は、テレビやインターネット、スマートフォン等の情報メディアの発達・普及により私たちの生活習慣は大きく変化しており、その結果として「活字離れ」の傾向が顕著となり、子どもたちの読書習慣が日ごとに失われる深刻な危機に直面しています。

寝屋川市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、大阪府の「大阪府子ども読書活動推進計画」を受けて平成18年3月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、「子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子ども自らすすんで本を読みたくなるような読書環境を、学校・家庭・地域など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること」を目的に子どもの読書環境整備・充実に取り組んでまいりました。具体的には、乳幼児期の子ども読書活動推進のため図書館関係団体との協働によるブックスタート事業や東図書館に子ども図書室を開設する等の事業に取り組み、児童書の貸出し増加や親子での図書館来館者の増加等の実績を積み重ねてきました。

しかし、全国的に学齢期の子どもが本に親しむ機会は、学年の上昇に伴って少なくなってきており、とりわけ大阪府では、その傾向が顕著となっています。

そのため寝屋川市では、より一層子どもの読書活動を推進していくため、先の計画の検証を行い、その成果と課題を踏まえた「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に推進施策を実行していくことといたしました。

本計画に基づく、子どもの読書活動推進の取組には、図書館や学校をはじめ行政や地域、関係機関・団体との連携・協力が不可欠となります。また、各家庭への啓発も重要となります。計画実施に当たっては、こうした趣旨をご理解いただき、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成28年 月
寝屋川市教育委員会

目 次

第1章 第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって	・・・(1)
1. 策定の経緯	・・・(1)
2. 策定の目的	・・・(3)
3. 第1次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進の成果と課題	・・・(3)
第2章 第2次計画の基本的な考え方	・・・(7)
1. 計画の目的・基本方針	・・・(7)
2. 計画の位置づけ	・・・(8)
3. 計画期間	・・・(8)
4. 対象	・・・(8)
第3章 推進のための取組	・・・(9)
第1節 家庭・地域における取組	・・・(9)
1. 家庭・地域における推進	・・・(9)
2. 図書館における推進	・・・(9)
第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等 における取組	・・・(11)
1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	
2. 学校における推進	・・・(11)
第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組	・・・(12)
1. 障害のある子どもの読書支援	・・・(12)
2. 外国の子どもの読書支援	・・・(13)
資料① 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	・・・(14)
資料② 「学校図書館法の一部を改正する法律」	・・・(16)
資料③ 「文字・活字文化振興法」	・・・(17)
資料④ 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則	・・・(19)
資料⑤ 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会について	・・・(21)

第1章 第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1. 策定の経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行)を受けて、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、大阪府の「大阪府子ども読書活動推進計画」が策定されました。

それらを受けて、寝屋川市では平成18年3月に「寝屋川市子ども読書推進計画(以下「(第1次計画)」と称する場合があります)」を策定いたしました。市は、この計画に基づき、計画期間5年間を目途に平成22年度まで、作業部会で推進事業の進捗や情報交換を行い、事業を進めてまいりました。

その間、国においては、平成20年3月「第2次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成25年5月に同じく「第3次計画」が策定され、大阪府では、平成23年3月「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定されています。

また、「(第1次計画)」においても、図書館と学校との連携を進めてきましたが、更にその推進を後押しする「学校図書館法の一部を改正する法律」(平成26年6月27日法律第93号公布 平成27年4月1日施行)が制定されました。この法律改正では、第六条「学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない」として学校司書の配置に努めること、また同条第2項で「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として学校司書の資質向上に資する研修を実施するよう努めることが規定されました。これにより子どもの読書活動推進は就学前の子どもだけではなく、学齢期の子ども読書活動推進にも力点が置かれることとなりました。

また、本市では、平成26年10月に策定した「寝屋川市社会教育推進計画(平成27年～32年度)」の中でも、「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ新たな「第2次計画」の策定を方向性として示し、更なる子ども読書活動の推進を図るため「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組むことにしました。

表「国・大阪府・寝屋川市における子ども読書推進活動に関する法律・計画等の状況」

国		大阪府		寝屋川市
成立・公布・施行等の 時期	タイトル等	策定の時期	タイトル等	
平成 11 年 8 月衆参 両議院の決議	平成 12 年を「子ども 読書年」とする			平成 18 年 3 月 寝屋川市子ども 読書活動推進計 画(1 次)(平成 23 年 3 月まで)
平成 12 年 5 月	国際子ども図書館(国 立国会図書館の支部 図書館)が開館			
平成 13 年 4 月創設	子どもゆめ基金			
平成 13 年 12 月公 布・施行	子どもの読書活動の 推進に関する法律(法 律第 154 号)			
平成 14 年 8 月 2 日 閣議決定	子どもの読書活動の 推進に関する基本的 な計画	平成 15 年 1 月	大阪府子ども読書活 動推進計画 ～大阪 府子ども読書ルネッ サンス～	
平成 17 年 7 月 29 日公布・施行	文字・活字文化振興法			
平成 20 年 3 月 11 日閣議決定	子どもの読書活動の 推進に関する基本的 な計画(第2次)	平成 23 年 3 月	第2次大阪府子ども 読書活動推進計画	
平成 25 年 5 月 17 日	子どもの読書活動の 推進に関する基本的 な計画(第3次)			

2. 策定の目的

寝屋川市の子どもが、読書することの楽しさや新たな知識を得ることの喜びを知り、賢明に力強く生きる力を養うため、読書活動を更に推進することが必要です。

市では、更なる子ども読書活動の推進を図るため「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、これを基にした子ども読書活動推進施策を進めていきます。

3. 第1次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題

<計画全般の総括的検証>

(主な成果)

- ・乳幼児期の子ども読書活動推進施策（ブックスタート事業）として、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ等の定例実施等により、絵本・児童書の貸出し増加や親子で来館する人の増加等の成果を得ることができました。
- ・幼稚園・保育所園の絵本充実や絵本コーナーの設置等が進みました。
- ・学校では全校一斉朝読書の取組や新聞を活用した授業の充実に取り組むことができました。

(主な課題)

- ・「(第1次計画)」では就学前の子ども読書活動推進に力点を置きましたが、全国的に見ても、子どもの年齢が上るとともに読書時間が減る傾向があり、学齢期の子ども読書活動の推進施策の充実が課題となっています。
- ・計画がブックスタート事業を中心とした就学前の子ども読書活動推進に力点を置いたため、学齢期又はYA（ヤングアダルト）層を対象とした施策の推進に課題があります。
- ・東図書館子ども図書室や寝屋川市駅前図書館の子どもコーナー設置等、図書館における子ども読書の環境整備が進み、読書環境整備に一定の成果がありましたが、子ども読書活動推進に関わる人の資質向上・育成のための研修等の継続実施に課題があります。

<推進施策の成果と課題>

「寝屋川市子ども読書活動推進計画」に基づく、子ども読書活動推進事業（平成18年度～平成26年度）の成果と課題については以下の通りです。

(1) 家庭・地域における推進

【成果】

- ・ブックスタート事業実施により読書活動を乳幼児期から始める子ども（親子）が増えています。
- ・赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を実施し絵本の読み聞かせの啓発を図ることができました。
- ・子ども読書活動推進啓発講座「だっこでよんで、あそんでよんで」の開催や定期的な絵本の読み聞かせ等を通じて、子ども読書活動への理解を深めています。
- ・絵本の読み聞かせやおはなし（ストーリーテリング）の担い手を養成する講座を実施し子ども読書活動推進の担い手づくりに努めることができました。

【課題】

- ・読み聞かせやおはなしの講座に参加した人が、その後、読み聞かせや「おはなし」を子どもにするようになったのかについての実体把握に課題があります。

（２）図書館における推進

【成果】

- ・児童書の充実を図りました。平成 18 年度と平成 26 年度比較で 48% 増。
- ・図書館HPでの子どものコーナー頁を設置、乳幼児へのブックリスト配布、「としよかんだより」等による情報提供に努めることができました。
- ・東図書館子ども図書室の設置、駅前図書館子どもコーナー（お話し室）等、子ども図書のコーナーを充実し、読書環境整備を図りました。
- ・ブックスタート事業のうち絵本の読み聞かせ等の事業をNPO団体に委託し、中央・東・駅前の各図書館で読み聞かせを実施した結果、児童書の貸出が増えました。
- ・児童サービス担当職員の体制は維持し、市民ボランティア団体等と協働し、おはなし会・ブックトーク等を実施しました。※一部の中学校で「絵本の広場」開催。
- ・中学生の職場体験受け入れ、幼稚園・保育所の図書館見学受け入れができました。他に小学生の「図書館探検ツアー」、乳幼児からの「図書館ぬいぐるみお泊り会」も実施しました。図書館団体貸出本の中に調べ学習に役立つ本を選書しています。
- ・子どもの好奇心を喚起し読書や調べ学習につながる体験型講座の開催、児童書の本展等を行いました。

【課題】

- ・YA（ヤングアダルト層）向けの資料収集や推進イベントの取組の充実を図る必要があります。

- ・学校（図書館）と連携した読書活動推進の取組を充実させる必要があります。
- ・児童書の新刊情報の提供を充実させる必要があります。
- ・児童サービス担当職員の体制維持と研修機会の充実に努める必要があります。
- ・第2次計画策定後の事業の進め方や連携のとり方について検討する体制が必要です。

（３）幼稚園・保育所等における推進

【成果】

- ・幼稚園では絵本の質・量ともに充実を図りました。絵本コーナーの設置も進んでいます。
- ・幼稚園教諭・保育士への研修講座を開催しました。
- ・保育所・子育て支援センター等で児童文学地域講座を開催しました。

【課題】

- ・保育所園の絵本のさらなる充実を図るため、図書館から絵本をパッケージ貸出しできるように連携していく必要があります。
- ・幼稚園・保育所園・子育て支援センター等の職員に対する定期的な子ども読書活動推進研修が必要です。
- ・児童文学地域講座（絵本で育つ子どものこころ）の回数・場所の拡大が必要です。
- ・地域の子育て支援グループの把握と支援策の検討が必要です。

（４）小中学校における推進

【成果】

- ・全校一斉朝読書等を定期的に実施することができました。
- ・図書委員会による低学年への読み聞かせを実施することができました。
- ・地域のボランティアによる読み聞かせ会を開催することができました。
- ・新聞を全校配備し、新聞を活用した授業に取り組むことができました。
- ・小学校における読書ボランティアの実態調査を行うことができました。
- ・子どもの読書活動推進のためのシンポジウムや交流会を実施することができました。

【課題】

- ・子どもの読書活動推進を更に進めるため、学校図書館及び読書活動推進に関わる人の充実・活用が必要です。
- ・教職員への子ども読書活動推進に関する知識・技術をさらに向上させるため、研修機会の充実が必要です。
- ・移動図書館車の巡回派遣や図書館からの団体貸出等、子どもたちに多くの本を提供するための取組の充実が必要です。
- ・市立図書館と連携した読書活動推進の取組を増やす必要があります。

- ・学校の読書環境等に関する定期的な調査・把握が必要です。
- ・子ども読書活動推進の啓発に資する行事の定期的開催が必要です。

（５）障害のある子どもや外国人の子ども等の読書活動の推進

【成果】

- ・障害のある子どもの読書環境整備・充実のために障害者団体、障害児施設、ボランティア団体等の関係団体が情報交換する機会充実に努めることができました。
- ・点訳絵本を制作し館内展示することができました。点字・録音図書の制作・収集することができました。
- ・音声絵本（マルチメディア）を試験的に収集することができました。
- ・図書館に音声読書機、拡大読書器を設置することができました。
- ・図書館にアジアの絵本や児童書を集めた「アジア子ども文庫」を設置することができました。

【課題】

- ・点字図書、録音図書を障害のある子どもたちに届けるための工夫が必要です。
- ・音声読書機、拡大読書器の周知を図る必要があります。
- ・外国語の絵本・児童書の出版情報の調査・収集の更なる充実が必要です。

（６）市民の理解・関心を得るため広報・啓発の推進

【成果】

- ・赤ちゃんに絵本を贈ろう等のブックスタート事業の実施により、子どもをもつ保護者に幼少期からの読書の有用性を啓発することができました。
- ・春秋の子どもの読書週間に子どもの知的好奇心を喚起する体験型講座を開催することができました。
- ・図書館ＨＰや地域情報誌、行事チラシ等多様なメディアを活用し、子どもの読書に関する情報を提供しました。
- ・おはなしの入門講座や絵本の読み聞かせ講座を通じて、子ども読書活動推進を担う人を増やすことに取り組みました。

【課題】

- ・子どもたち自身に向けた情報提供の方法を工夫する必要があります。
- ・親子で楽しめる読書活動推進イベントを行い、家庭での読書の重要性を啓発する必要があります。

（７）効果的な計画推進に向けた取組

【成果】

- ・「(第１次計画)」専門部会を立ち上げ各機関・団体の連携を図ることができました。

【課題】

- ・子ども読書活動推進に関わる人・団体・機関の情報交換や連携拠点（ネットワーク）の在り方を検討する必要があります。

第２章 第２次計画の基本的な考え方

１．計画の目的・基本方針

市では、平成 18 年 3 月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画の目的は、「子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自らすすんで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること」でした。

第２次計画においても、その目的と基本方針は踏襲しながら、現在の子どもをとりまく社会状況や「(第１次計画)」での成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動推進に関わる関係課や団体及び市民で構成する寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の議論を踏まえて策定いたします。

【目的】

「子どもが読書の楽しさに気付くきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること。

【基本方針】

- ① 子どものまわりに読みたいと思う本があり、本を紹介する人がいる読書環境の整備をすすめ子ども自らが読書の楽しさや魅力に気付くきっかけをつくります。
- ② 子どもが成長する過程で読書が重要な役割を果たすことを市民に啓発します。
- ③ 子どもの読書をみんなで支える地域社会とするため、学校・図書館などの関係機関、地域社会における諸機関・団体との連携・協力を促進します。

2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定に基づき、同法の「目的」「基本理念」を実現するため、寝屋川市が策定する計画です。

計画策定に当たっては、平成18年策定の「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果の検証を行い、課題を抽出し、更なる充実・発展を目指した施策を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会による幅広い議論を踏まえ、市として目的実現のための施策を企画・実施する方向性を示します。市は、この計画の示す方向性を基に市民との協働のもと、子ども読書活動推進施策に取り組んでいきます。

なお、上位計画として、平成23年3月策定の「第五次寝屋川市総合計画」（平成23年度～平成32年度）及び平成26年10月策定の「寝屋川市社会教育推進計画」（平成27年度～平成32年度）があり、本計画はこれら上位計画に基づき策定します。

3. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4. 対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。

第3章 推進のための取組

第1節 家庭・地域における取組

1. 家庭・地域における推進

子どもが読書習慣を身に付けていく上で、家庭や地域の関わりは重要です。絵本や物語などを読み聞かせてもらったり、子どもが本を読むときに周囲にいるものが耳を傾けたりすることなどから、子どもは本の楽しさを知ります。子どもが読書する時間を確保するため、テレビやパソコン・スマートフォン等の様々なメディアとの関わり方を考える必要もあります。子どもだけではなく家庭の中で楽しい読書の時間が増えるよう、家族や周りの大人たちへの啓発・支援が必要となります。

<取組の方向性>

- ・ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体とのネットワークを図り、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。
- ・ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実に努めます。
- ・ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるよう企画を工夫します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。

2. 図書館における推進

図書館は、子どもが本と出会い、豊富な蔵書の中から読みたいと思う本を自由に選べ、読書の楽しみを知ることのできる機会を提供する場所です。

<取組の方向性>

【乳幼児期の子ども読書活動推進】

（ブックスタート事業）

- ・ 図書館では、ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を行っています。毎年度、約1,900人の赤ちゃんに絵本をプレゼントしています。この事業は、図書館の基本的な事業の一つとして今後も実施していきます。
- ・ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本の講座「だっこでよんで あそんでよんで」の開催の他、図書館での絵本の読み聞かせ等を継続していきます。

【学校園所の子ども読書活動推進】

（読書のきっかけづくり・習慣化の推進）

- ・ 図書館と学校等が連携し、読書感想文コンクールや読書ノートなどの取組により、例えば、がんばった子どもたちに「ごほうび」を用意する等、読書のきっかけづくりや習慣化に努めます。

（おはなし会・ブックトーク）

- ・ 子ども向けの本展の充実、行事としてボランティア団体との連携での「おはなし会」「夏のおはなし会」「小学生のためのストーリーテリング」「紙芝居」などを継続的に実施していきます。

（図書館見学・職場体験）

- ・ 子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の図書館職場体験を積極的に受け入れます。

（移動図書館）

- ・ 既に一部小学校で実施している移動図書館おきがる号の巡回派遣を多くの学校に拡大していけるよう努めます。

（団体貸出）

- ・ 図書館では、小中学校への団体貸出用の本の充実を図ります。また市内小中学校全校に団体貸出を利用してもらえるよう学校と連携し条件整備や利用状況の把握に努めます。

（学校への情報提供）

- ・ 小学校や中学校では、様々なテーマに沿った資料を利用して行う「調べ学習」を行なっています。図書館では、学校に「調べ学習」のための本・資料・情報を提供します。

- ・ 学校図書館に携わる司書教諭・教職員等のスキルアップを図るための資料・情報提供や府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修情報の提供、講師の紹介等を行ないます。

（YAサービス）

- ・ 中学生・高校生には、大人への成長過程にある時期だからこそ薦めたい、その時期に読んでほしい本を紹介する機会を積極的に作っていきます。

中学生・高校生への読書推進のためYA（ヤングアダルト）資料の充実に努め、図書館での中高生の利用促進、中学校・高校での学校図書館での利用促進を図っていきます。

- ・ 図書館が中学校と連携し、本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえるような機会を設けていきます。

(子どもの読書活動推進ボランティアの支援)

- ・ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体は、地域や幼稚園、保育所園等の子育て支援の施設で、また小学校や中学校で様々な活動を行っています。図書館は、ボランティア団体の活動を、積極的に支援していきます。
- ・ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、府立図書館等で実施される研修等の情報を提供します。

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組

1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。幼児期に、多くの時間を過ごす幼稚園や保育所園・認定こども園は子どもたちの成長にとって、非常に重要な場です。

＜取組の方向性＞

- ・ 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターは、それぞれの施設において、絵本を準備し絵本のコーナー設置に努めます。また、幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなども行っていきます。
- ・ 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。
- ・ 保育所園では、絵本との関わりを集団の中でより多くの子どもに体験してもらうため、読み聞かせ等の「幼児のためのブックスタート」事業（平成21年度より開始・業務委託）を実施しています。この事業は、図書館の事業として継続実施していきます。

2. 学校における推進

学校図書館法の一部改正（「学校図書館法の一部を改正する法律」）において、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書の配置に努め、学校司書の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講ずるよう努めることが規定されました。

学校図書館には、①学校教育に必要な資料を収集・整理・保管し子どもたちや教員に提供する読書センター・学習情報センターとしての役割、②教員が学校図書館及び

その資料・情報を学習活動に活用できるようサポートする役割、③子どもたちの居場所や交流の場所としての役割等があり、学校教育の重要な機能を担うために学校図書館とこれに関わる人の専門性向上等のさらなる充実が必要と考えています。

市内小中学校では、読書活動の推進が子どもたちの成長にとって重要であるとの認識の下、各学校において授業や行事等の機会において様々に取り組んできましたが、今後更に充実していけるよう努めます。

<取組の方向性>

(学校図書館の充実)

- ・ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校司書等の活用に努めます。
- ・ 学校図書館のさらなる充実のため蔵書や管理システムの調査を行います。
- ・ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。
- ・ 学校蔵書の充実に努めるとともに市立図書館と連携し必要な本を用意します。

(学校での読書活動推進)

- ・ 児童・生徒が読書の楽しさを知る取り組みを積極的に行います。
- ・ 本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組めます。
- ・ 学校の読書環境充実のため、図書館と連携して移動図書館車の受け入れに努めます。
- ・ 図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント（子ども版ビブリオバトル、絵本の広場等）の実施に努めます。
- ・ 地域の読書関係団体や子どもの読書活動に関わる行政機関、公共施設、図書館との連携・協力に努めます。

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

1. 障害のある子どもの読書支援

<取組の方向性>

- ・ 障害のある子どもの読書活動環境を整備するため、図書館はさわる絵本や布の絵本、点字資料や録音図書などの整備・活用を図るとともに、点字図書館などの専門機関や関連部署との連携を図っていきます。
- ・ 拡大読書器、音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器の利用促進に努めます。
- ・ 朗読ボランティアや布の絵本手作りボランティア、点訳ボランティア・録音ボラ

ンティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実を行います。図書館や学校、幼稚園、保育所園、医療型児童発達支援センター「あかつき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」などで、障害のある子どもたちの個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。

- ・ 障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味や関心を引き出すことに努めます。

2. 外国の子どもの読書支援

<取組の方向性>

- ・ 市域に住む外国語を母語とする人（子ども）や外国の言語や文化等に関心のある子ども向けに図書館では外国語の絵本や児童書を継続して収集し、提供します。
- ・ 収集した外国語の絵本や児童書を寝屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」を中心に展示していきます。
- ・ 外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館や学校、地域、各種団体が連携して支援に努めます。

【資料①】「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年 12 月公布・施行)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以

下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化につとめること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実につとめること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供につとめるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料②】「学校図書館法の一部を改正する法律」

(平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号公布 平成 27 年 4 月 1 日施行)

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平成 26 年 6 月 20 日成立)

【資料③】「文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号公布・施行）」

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料④】寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

寝屋川市教育委員会規則第5号

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。この場合において、第7号から第11号までの委員の任命に当たっては、予め市長と協議するものとする。

(1) 公募による市民

(2) 図書館に関し識見を有する者

(3) 寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)で活動する図書館関係団体(市内を含む地域で活動する団体を含む。)の構成員

(4) 寝屋川市立小学校の校長

(5) 寝屋川市立中学校の校長

(6) 寝屋川市立幼稚園の園長

(7) 寝屋川市立保育所の所長

(8) 経営企画部企画政策課における課長

(9) 保健福祉部健康増進課における課長

(10) 保健福祉部こども室における課長

(11) 保健福祉部障害福祉室における課長

(12) 学校教育部学務課における課長

(13) 学校教育部教育指導課における課長

(14) 社会教育部社会教育課における課長

(15) 社会教育部中央図書館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この委員会は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

【資料⑤】寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会について

1 委員名簿

委員構成 (寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項)		氏 名	備 考
第1号	公募による市民	川辺 奈津子	
第2号	図書館に関し識見を有する者	宇円田 陽子	大阪府立中央図書館協力振興課長
第3号	図書館関係団体の構成員	上野 勝子	寝屋川子どもと本の連絡会会長
第4号	市立小学校の校長	布村 豊幸	寝屋川市立木屋小学校校長
第5号	市立中学校の校長	新井 真利子	寝屋川市立中木田中学校校長
第6号	市立幼稚園の園長	北田 栄子	寝屋川市立啓明幼稚園長
第7号	市立保育所の所長	小田 有香子	寝屋川市立コスモス保育所長
第8号	企画政策課における課長	谷口 卓也	経営企画部次長兼企画政策課課長
第9号	健康増進課における課長	猪俣 由紀子	保健福祉部次長兼健康増進課長
第10号	こども室における課長	西岡 宏治	保健福祉部こども室課長
第11号	障害福祉室における課長	塚本 國次	保健福祉部障害福祉室課長
第12号	学務課における課長	田井 秀夫	学校教育部学務課長
第13号	教育指導課における課長	楠 知樹	学校教育部教育指導課長
第14号	社会教育課における課長	山口 美加	社会教育部社会教育課課長
第15号	中央図書館長	尾崎 安啓	中央図書館長

2 委嘱・任用期間

平成27年5月27日～平成28年3月31日

3. 会議

(1) 第1回会議

日時：平成27年6月11日（木）午後2時～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員15名中14名出席につき会議成立

上野勝子委員→委員長に選出。宇円田陽子委員→副委員長に選出。

川辺奈津子委員、布村豊幸委員、新井真利子委員、北田栄子委員、藏守利彦委員、

猪俣由紀子委員、西岡宏治委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、楠知樹委員、
山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：小田友香子委員（公務により欠席）

次第

- ・委嘱状交付式：会議に先立ち寝屋川市教育委員会委嘱状交付式
- ・教育委員会挨拶：良社会教育部長
- ・自己紹介：出席委員及び欠席委員の紹介 事務局及び自己紹介
- ・寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の説明 事務局

議事

- ・委員長・副委員長の選出 規則第5条に基づく互選
上野勝子委員長、宇円田陽子副委員長を選出
- ・「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定について 事務局
資料「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」の説明
素案の内容について審議

（2）第2回会議

日時：平成27年11月9日（月）午後1時30分～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員15名中10名出席につき会議成立

上野勝子委員長、宇円田陽子副委員長、川辺奈津子委員、布村豊幸委員、

小田友香子委員、猪俣由紀子委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：新井真利子委員、北田栄子委員、谷口卓也委員（藏守利彦委員人事異動により後任）、
西岡宏治委員、

楠知樹委員、以上5名欠席

次第

議事

- ・「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定スケジュールの修正について 事務局
- ・資料「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」修正点の説明
- ・素案の内容について審議

（3）第3回会議

日時：平成28年1月8日（金）午後2時～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員 15 名中 10 名出席につき会議成立

上野勝子委員長、宇田陽子副委員長、川辺奈津子委員、布村豊幸委員、

小田友香子委員、猪俣由紀子委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：新井真利子委員、北田栄子委員、谷口卓也委員、西岡宏治委員、

楠知樹委員、以上 5 名欠席

次第

議事

- ・「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定スケジュールの修正について 事務局
- ・資料「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」修正点の説明 事務局
- ・素案の内容について審議

（4）第 4 回会議

平成 28 年 3 月下旬 パブリックコメント終了後に開催予定。

以上

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）について、みなさんの意見を募集します

ーパブリック・コメント手続ー

市では、更なる子ども読書活動の推進のため、平成28年度から5年間の子どもの読書活動の推進について施策の方向性等を計画する「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組んでいます。

計画の策定に当たっては、市民や有識者、子ども読書活動推進に関わる所管課や学校園・保育所等の校園長等で構成する「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会」を開催し、多様な見地から審議していただいております。

同委員会での審議を踏まえ、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」を取りまとめ、市民の皆様の参画をより一層図るため、パブリックコメント手続を実施します。

1 第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）とは

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」とは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、都道府県や市町村が、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的に、策定・実施されるものです。

市では、平成18年策定の「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題の検証を踏まえ、「第五次寝屋川市総合計画」及び「寝屋川市社会教育推進計画」に基づき、更なる子ども読書活動の推進のために第2次計画を策定するものです。

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

2 パブリック・コメントの対象範囲

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に記載している全体の内容についてのみ、意見募集の対象としています。

※ 以下については、今後の編集過程等で最新の情報に更新していきます。

- ・ 計画書におけるデザイン、レイアウト等

3 意見の提出方法

(1) 意見を提出できる人

- ア 寝屋川市内に住んでいる人
- イ 寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ウ 寝屋川市内の学校に通学している人
- エ 寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- オ 寝屋川市税の納税義務を有する人
- カ ア～オのほか、この案件に利害関係を有する人

(2) 意見の募集期間

平成28年2月29日（月）から平成28年3月28日（月）まで

※ 郵送の場合は、平成28年3月28日（月）付けの消印まで有効です。

(3) 御意見の提出方法

所定の様式を御利用の上、下の提出先に直接書面を持参するか、郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで御提出ください。

なお、Word等を利用される場合は、必ずしも所定の様式に記入いただく必要はありませんが、様式に準じて記入してください。（記入様式は市ホームページからダウンロードすることができます。）

※ 提出された御意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に取り扱います。

※ 当計画（素案）に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意

見をお願いします。

※ 電話など口頭による御意見はお受けしかねますので、御了承ください。

(4) 提出・送付先及び問合せ先

〒572-8533 寝屋川市池田西町 28 番 22 号

寝屋川市立中央図書館

電話：072-824-1181 F A X：072-838-0143

E-mail：toshokan@city.neyagawa.osaka.jp

(5) 提出された御意見の取扱い

市は、提出された御意見を受け止め、必要な検討を行い、提出された意見のあらままと、意見に対する考え方を公表します。

※ 個々の意見に対して、直接回答は行いません。

(6) 資料の閲覧場所

以下の施設に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」「募集要項」「意見提出用紙」を設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

- ・ 市立中央図書館
- ・ 市立寝屋川市駅前図書館
- ・ 市民情報コーナー
- ・ 市役所サービス処ねやがわ屋
- ・ 各市民センター（堀溝サービス窓口を含む。）

寝屋川市立中央図書館 宛て

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見

氏名：_____

住所：_____

連絡先（電話番号、メールアドレス等）：_____

※ 提出された意見は、原則として公表します。

※ 個々の意見に対して直接回答は行いません。

（御意見等）_____

御意見等の送付先

住 所：〒572-8533 寝屋川市池田西町 28 番 22 号

担 当 課：寝屋川市立中央図書館

T E L：072-824-1181（代表）内線 623961

F A X：072-838-0143

E-mail：tosyokan@city.neyagawa.osaka.jp